



●ごみ対策課 gomi@city.ishikari.hokkaido.jp
●市民課 shimin@city.ishikari.hokkaido.jp

●税務課 zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp



情報ひろば

●市役所 花川北 6・1・30・2 ☎72・31111
●厚田支所 厚田区厚田18・1 ☎78・20111
●浜益支所 浜益区浜益2・3 ☎79・21111
●りんくる 花川北 6・1・41・1 ☎72・8343

●花川北コミセン 花川北 3・2・198
●花川南コミセン 花川南 6・5・27
●八幡コミセン 八幡 2・3・32
●市公民館 花川北 6・1・42
●市民プール 花川北 3・2・198
●市民図書館 花川北 7・1・26
●B&G海洋センター 花畔 337・4

☎64・60100
☎72・20010
☎74・60601
☎74・20209
☎66・42461
☎73・53600
☎74・65205

とまって!まって!よーくみて!

市内の交通事故

1月1日～9月30日(前年比)
発生 137件 (-15)
死者 3人 (0)
傷者 208人 (+25)

市内の火災・救急

1月1日～9月30日(前年比)
火災 26件 (+1)
救急 1,679件 (+66)



暮らし

11月のごみ収集日

燃えないごみの日 10日(水)
みどりのリサイクル 8日(月)・15日(月)

※みどりのリサイクルは11月15日(月)で終了します。期間終了後は公園利用者や近隣の方の迷惑になりますので、絶対に出さないでください。また、終了後は有料収集となりますので、燃やせるごみの日に指定ごみ袋に入れて玄関前に出してください
問合せ ごみ対策課 ☎72・3126

ごみ出し時間を守りましょう

収集時間は、ごみの量・道路状況などにより、通常の収集時間より早くなったり、遅くなったりすることがあります。地区ごとに決まっているごみ出し時間(遅い地区でも8時30分まで)を守ってご

み出しをお願いします。
問合せ ごみ対策課 ☎72・3126

市民税・固定資産税に関する届出をお忘れなく

○市外へ転出するとき↓「住所変更の届出」
○納税義務者が亡くなったとき↓「相続人代表者指定届」
○固定資産税の納税管理人を指定、または廃止するとき↓「納税管理人設定(異動・廃止)申告書」
○家屋を取り壊すとき↓「家屋の取り壊し届」
問合せ 税務課 ☎72・6120

家屋調査にご協力を

今年、家屋(車庫・物置を含む)の新築・増築などをされた方を対象に、家屋の実地調査を行います。この調査は、固定資産税の評価額を算出するためのもので、間取りや使用部材などを見せていた

だくものです。調査資料の作成のため、実地調査前に図面等の書類をお借りすることもありますので、ご協力願います。
問合せ 税務課 ☎72・6120

住民票等自動交付機停止のお知らせ

法定電気点検のため、次の日時に市内4カ所の自動交付機がすべて停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。
日時 11月12日(金)17時～21時、11月13日(土)9時～21時
問合せ 市民課 ☎72・3165

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

【主な相談窓口】
○北海道警察相談センター専用 電話#91110、または ☎011・241・9110、
聴力障がい者用ファクス ☎011・241・1110
○性犯罪被害者110番

除雪が始まります

除雪開始日
11月10日(水)

除雪センターでは朝6時30分までに除雪を終了できるようにしていますが、降雪状況によっては時間までに終了しないこともありますのでご了承ください。また、作業中は騒音・振動でご迷惑をおかけすることもありますのでご理解をお願いします。

※除雪センターや雪堆積場は市HPや広報いしかり12月号でお知らせします

置き雪にご理解を!

除雪作業は、バス路線、主要幹線、生活道路の確保を優先しています。さらに広範囲を短時間に処理する必要があるため、各家庭の玄関先に置き雪を残してしまうのが現状です。地域全体の道路確保のため、皆様のご協力をお願いします。

通行や除排雪を妨げる車両の駐車はやめましょう

除雪の際、路上に1台でも車両が放置されていると、その道路の除雪をやむを得ず中断する場合があります。迷惑な路上駐車はしない、させない」を合言葉に快適な道路にしましょう。

冬期迷惑駐車等とは?

- ★積雪時の道路上に、通行や除排雪の妨げとなるような車両の駐車や、物を放置すること
- ★道路に伸び出た庭木の枝や車両の乗り入れ用の台、除雪器具を放置すること

問合せ 都市整備課 ☎72-3138
✉ toshis@city.ishikari.hokkaido.jp



●建築課 kenchiku@city.ishikari.hokkaido.jp
●社会教育課 manabee@city.ishikari.hokkaido.jp

●市民生活課 seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

石狩市電話帳を作成します。冊子の前半に企業、後半に個人宅の電話番号を記載しており、市内在住者をほぼ網羅しています。来年4月中旬までに市民に配布する予定です。
企業の広告掲載新規申し込みや、個人の電話番号・住所などの掲載に関するお問い合わせ(変更や電話番号を掲載したくないなどのご希望)については、12月1日

石狩市電話帳

石狩商工会議所青年部が「石狩市電話帳」を作成します。冊子の前半に企業、後半に個人宅の電話番号を記載しており、市内在住者をほぼ網羅しています。来年4月中旬までに市民に配布する予定です。
問合せ 札幌方面北警察署
☎011-727-0110

0120-756-3110
少年相談 110番
0120-677-1110
※携帯電話・PHSからは代表 ☎011-251-0110
におかけの上、「少年サポートセンター」をご指定ください
○暴力団に関する相談電話
☎011-222-0200
○(社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
☎011-232-8740

募集团地 市営住宅 石狩地区(親船町)1戸、厚田地区1戸
案内書配布期間 11月1日(月)～10日(水)
配布場所 建築課・各支所・各コミセン・本町簡易郵便局
受付期間 11月8日(月)～10日(水)
申込・問合せ 建築課
☎72-3144

生活安全推進協議会委員

会議の内容や任期など、詳しい内容はお問い合わせください。
応募資格 市内在住の満20歳以上の方
募集人数 1人
報酬等 謝礼(交通費含む)を支給
申込方法 所定の申込書に必要事項と「応募の理由(400字程度)

募集

度)を記入し提出(郵送・ファクス・Eメール可)
※申込書は市民生活課、あい・ボード、市HPから入手でき、希望者には郵送
申込締切 11月26日(金)
そのほか 託児先の紹介あり(費用は自己負担)
問合せ 市民生活課
☎72-3191 ㊚75-2275

市営住宅入居者

教育・文化

平成23年成人式

対象者には12月上旬に案内状を発送しますが、市外に転居された方で出席を希望される方はご連絡ください。
対象 原則、市内在住の平成24年4月2日～平成3年4月1日生まれの方
日時 平成23年1月10日(月) 祝 14時
場所 花川北コミセン
問合せ 社会教育課
☎72-3173



ごみ減量のげん太くん⑩ 「燃えないごみの出し方」

今日は燃えないごみの日。昨日が燃えたごみを燃やさないで出すんだよ。

燃えないごみって、燃やさないごみとちがうの？

蛍光管は買ったときの箱で出すか、包んで蛍光管と書くんだね。これは無料で収集するんだね。

鍋などの金属や、ガラス製品、せと物などは新聞などで包んで「キケン」と書いて指定袋に入れて出すの。

燃えないごみの日は、毎月2回目の水曜日よ。

第2水曜日というよりも、2回目の水曜日とおぼえたほうがいいね。

いろいろなルールがあっても大丈夫だよ、安全のために協力！

企画・問合せ いしかり・ごみへらし隊事務局(ごみ対策課内) ☎72-3126

消費生活相談

貸金業苦情相談専用
フリーダイヤルのお知らせ

本年6月から、個人が貸金業者から借りられる額が年収の3分の1までに制限されるなど、貸金業法のルールが大きく変わりました。容易に借りられるなどの広告を出したり、ダイレクトメールを送ったりする業者の中には、違法なヤミ金業者も多いことから、北海道では、フリーダイヤルを設置し、貸金業者を利用している方からの苦情相談を受け付けています。

電話1本 ナヤミナニ
☎0120-1-78372

受付日時 毎週月曜・金曜(祝日、年末年始を除く)
10:00～12:00 / 13:00～16:00

この専用フリーダイヤルのほか、借りられない、返せないなど困ったときは、下記の相談窓口までご相談ください。

●石狩市消費生活相談窓口 ☎75-2282
毎週月・水・金曜 10:00～15:00
市役所1階ロビー

●石狩消費者協会相談窓口 ☎72-2432
毎週火曜 10:00～15:00
市役所1階ロビー